

## ～年末から変更になる iDeCo の運用期間の延長ポイント (1)～

神戸市職員信用組合相談員  
(社)FP 税務・社会保険制度研究会 理事 小澤昭彦

最近、退職時の iDeCo の受け取り方法の相談と、それに伴って退職後の iDeCo の運用継続についての質問が、個人の方から非常に多くなりました。

iDeCo の仕組みそのものは、掛け金が小規模企業共済枠の所得控除として、全額が所得から差し引かれるため、所得税率が 10%の方でも、住民税と合わせて 20%強の税金が減少します。管理金融機関の手数料を差し引いても 10%以上の節税効果があるため、公的年金の補完制度としては、非常に優れたものになっています。

昨年のポケットメモでも、iDeCo についてのご説明はしましたが、受取時の課税については相当複雑で、理解しが難しかったと思います。

今回は、来年1月から変更される 65 歳以降の加入条件の変更に伴い、少しは税負担が軽減できる内容を、わかりやすく解説します。

まず、受け取り方法としては、次の 3 通りからの選択になりますが、質問ポイントは受取時の難解な課税についてです。

- ① 一時金として一括で受け取る(全額が退職所得として課税対象となります)。
- ② 年金として受け取る(毎年受け取る年金は他の公的年金と合算して、公的年金として課税対象となります)。
- ③ 一時金と年金を組み合わせで受け取る(一部運営管理機関に限定されています)。

今回は、今年12月から変更になるポイントに関連する一時金で受け取る場合について、ご説明します。

### ●受取時の税金確定給付企業年金法等の規定に基づいて支払われる一時金

確定給付企業年金法の規定に基づいて支払われる退職一時金、確定拠出年金法の規定に基づいて老齢給付金として支払われる一時金は退職手当等とされます。

### ●受け取り方(その1)…退職金受取時に同時に iDeCo の一時金を受け取る場合

退職金と iDeCo の一時金を合計した金額が退職所得となり、勤続年数によって次の計算方法で、税金の計算をします。

(退職金 + iDeCo 一時金) - (勤続年 20 年まで 40 万円/年 + 20 年を超える期間は 70 万円/年) × 1/2 = 退職所得 ⇒ この金額で所得税、住民税を計算

●受け取り方(その2)…先に iDeCo(例えば 60 歳)受取、その後(例えば 65 歳)で退職金を受け取った場合。

《iDeCo 分の課税》

(DeCo の一時金受取額 - iDeCo 加入期間の退職所得控除(前述と同じ計算) × 1/2  
(iDeCo の一時金の課税額))

《退職金分の課税》

(退職金額 - 勤続年数 - iDeCo の加入期間 の退職所得控除 × 1/2  
(退職金の課税額))

★解説

iDeCo を受け取った後に、退職金を受け取った場合 iDeCo の加入期間の勤続年数分を差し引いて退職金の退職所得控除を計算することになります。

ただし、iDeCo を受け取った後、10 年を超えると iDeCo で控除した退職所得の加入年数は加味されません、(今まで5年超だったものが、10 年超に変更になりました。60歳で iDeCo の一時金を受け取って、65歳の年度3月の退職金受け取りでは、この特例は使えなくなりました。)

●受け取り方(その3)…先に退職金(例えば 60 歳今後は 65 歳)受取、その後(例えば 65 歳、改正後 70 歳)で iDeCo の一時金を受け取った場合。

《退職金分の課税》

(退職金額 - (勤続年数の退職所得控除(勤続 20 年まで 40 万円/年 + 20 年を超える期間は 70 万円/年)) × 1/2 = 退職所得 → この金額で所得税、住民税を計算

《iDeCo 一時金の課税額》

(iDeCo 一時金 - iDeCo の加入期間※ の退職所得控除) × 1/2  
(iDeCo 一時金の課税額))

※退職金を受け取った後、iDeCo 独自の加入期間。この場合、60歳(65歳)から5年間は iDeCo 独自の加入期間となります。(控除額想定 40 万円/年 × 5年 = 200 万円)

★解説

退職金を受け取った後に、iDeCo を受け取った場合、退職後 iDeCo の加入期間の iDeCo の退職所得控除を計算することになります。

ただし、i 退職金を受け取った後、19 年を超えると退職金で控除した退職所得の勤続年数は加味されずに、iDeCo 加入期間そのものが、退職所得控除の期間になります。(45歳(50歳)までに早期退職し、65歳(70歳)で iDeCo の一時金を受け取った場合は可能ですが…)

## ★変更される加入期間の延長のポイント

### 改正の概要

現在、iDeCoに加入するためには、国民年金被保険者であって、かつ、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していないという要件があるが、公的年金への保険料を納めつつ、上乗せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて老後の資産形成を継続できるようにするため、現在の要件に加え、国民年金被保険者以外の者であっても、60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、以下の要件を満たす者にiDeCoの加入・継続拠出を認める。

#### ①iDeCo加入者

#### ②iDeCo運用指図者

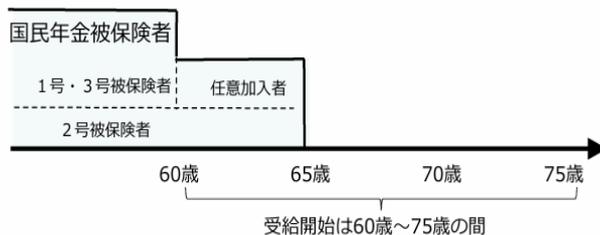
#### ③企業年金からiDeCoに資産を移換する者

・上記の①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者

なお、経過措置として、施行日から3年を経過する日までの間は、上記①～③に該当しない60歳以上70歳未満の者であってもiDeCoの加入が可能

#### ■現状

- ・国民年金被保険者
- ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



#### ■iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者（拠出限度額：原則6.2万円※1）

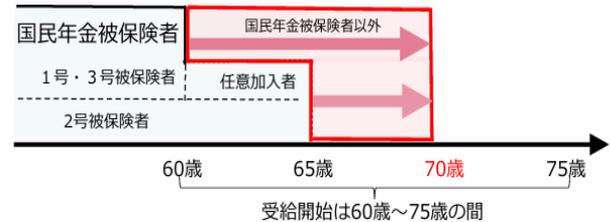
#### ①iDeCo加入者

#### ②iDeCo運用指図者

#### ③企業年金からiDeCoに資産を移換する者

- ・上記の①～③いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者（※2）（※3）、マッチング拠出を実施していない者

施行日から3年を経過する日までは、左記に該当しない者もiDeCoの加入が可能



※1 企業年金等がある者は、企業年金等と合計して6.2万円が上限

※2 老齢基礎年金を繰り下げて老齢厚生年金を受給する者は加入可能

※3 施行日までに老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給した場合は加入不可

## ★解説

従来、65歳以降継続して加入することが事実上できなかったのですが、**2026年12月1日施行予定**で、65歳以降70歳まで継続して加入することが可能となります。

ただし、**老齢厚生年金の受け取りは65歳から可能ですが、老齢基礎年金は加入期間内の受け取りはできません。（繰り下げが必要）**

